

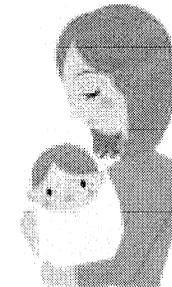
(参考) 施設の指定管理者が作成し、施設見学者にお渡ししている資料です。



母子生活支援施設での生活を希望されているみなさんへ



- ◎母子生活支援施設はお母さんとお子さんが一緒に生活するための児童福祉施設です。
- ◎お子さんが健やかに成長できるように、みなさんの生活をあらゆる面から支援し、地域で自立した生活を営めるようになることを目標としています。
- ◎利用期間は原則として2年間です。また、収入に応じて利用料が決まっています。
- ◎施設の職員は、365日24時間体制で勤務を行い、みなさんの支援を行っています。
- ◎まずは母子生活支援施設での生活に慣れ、親子で落ち着いた生活を送ることから始めましょう。
- ◎入所する時、退所する時、また年に2回ほどお母さんやお子さんと定期的に面談を行っています。
就労、子育て、健康、家庭生活など様々なことについて、職員と話し合いながら自立に向けて一緒に考えていきましょう。



～ 自立に向けてのさまざまな支援 ～



◎就労、経済への支援

安定した生活を送るためには、就労先の確保は欠かせません。
求職活動や資格取得のための情報提供を行いながら、働くお母さんのお手伝いをしています。
また、必要に応じて貯金など家計管理への助言や支援も行っています。

◎家庭生活への支援

食生活、居室の整備など生活環境を整えることは大切です。
相談に応じて、お母さんのお手伝いをしています。

◎子育てへの支援

お子さんの発育や子育ての悩みへの相談、また緊急の時や病気の時などにお子さんを一時的にお預りする補助保育、病児保育を行っています。

◎健康への支援

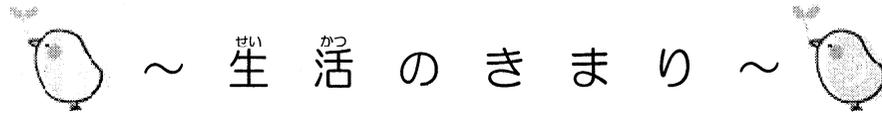
心と体が健やかであることは、安定した生活に欠かせません。
嘱託医による健康相談や、定期健康診断を行っています。

◎学童への支援

お子さんの健やかな成長のため、学校から下校した後に学習や遊びの支援を行っています。
また、学校の春・夏・冬休みに合わせて様々な行事を行っています。

◎その他の支援

各種手続きや、トラブルの相談や身の上相談など、状況に応じて、お手伝いをしています。



◎自動ドアの開錠

防犯など施設の安全管理のため、入り口の自動ドアが開いている時間は、朝6:00~夜10:00です。

夜10:00を過ぎるとドアがオートロックされ出入りができません。

◎夜間の緊急時

24時間体制で職員が勤務していますので、夜10:00以降の緊急時には、事務所もしくは宿直職員までお知らせください。

◎外泊・宿泊・来客

外泊をする場合、宿泊をさせる場合には、届を事務所へ提出しましょう。原則として、男性の来客、宿泊はできません。

◎お休みする時

仕事や学校、保育園をお休みする時には、事務所までご連絡ください。

また、伝染性の病気にかかった時は、必ず職員に知らせてください。

◎健康診断

年に2回の定期健康診断を受診し、健康状態を把握し健康維持に努めましょう。

◎自衛消防訓練

毎月1回、災害時に備えて自衛消防訓練を行っていますので、必ず参加してください。

◎施設内行事

親子でゆとりある生活が送れるように、施設内の様々な行事には積極的に参加するようにしましょう。

◎互助会

お母さん方で組織する、互助会の活動には必ず参加してください。

◎貸し借り

金品の貸し借りは、トラブルの原因になりますのでやめましょう。

◎宗教

宗教の信仰は自由ですが、施設内での布教活動はやめてください。

◎施設における集団生活の中で、お互い気持ちよく生活ができるよう、決められたルールを守り、他人に迷惑をかけるような行為はやめましょう。

◎わからないこと、困ったことが起きた場合には、職員までご相談ください。

◎施設の詳しいきまりなどについては、入所後に施設ガイドをお渡しします

